

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と 「地方創生テレワーク推進に関する 包括連携協定」を締結

7月8日、坂本哲志地方創生担当大臣と経済三団体を含む九つの企業・団体の締結式が行われ、本会からは山下良則副代表幹事・地方創生委員会委員長が出席した。本協定は、政府と自治体・企業などが「地方創生テレワーク推進パートナー」として包括的に連携し、地方に設置されたサテライトオフィスでの勤務やワーケーションなどの地方創生に資するテレワーク（以下、地方創生テレワーク）を推進することを目的としたものである。



坂本地方創生担当大臣（右）と山下副代表幹事

場所の制約にとらわれない 新しい働き方を地方創生の追い風に

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、テレワークに象徴される新しい働き方が社会に浸透しつつある。場所や距離の制約にとらわれず、人々がそれぞれの価値観に応じて、暮らし方や働き方を追求する可能性が大きく開かれた。

地方創生テレワークは、地域活性化につながるだけでなく、地域住民との交流を通じて、社員からイノベーションに必要な「知の探索」が生まれやすく、企業の生産性や付加価値の向上につながるなど、地域・企業・社員のいずれにとってもメリットがある取り組みである。

この流れを好機ととらえて、地方創生委員会では昨年10月、地方自治体・地域企業と本会会員・所属企業が協働できる取り組みをまとめ、『地方創生のさらなる推進に向けて～地方自治体と企業との協働メニュー～』を公表した。この協働メニューの一丁目一番地に掲げたのが「リモートワークの推進による地方への人や知の分散」であり、意欲ある地方自治体と連携してワーケーションの実証実験に取り組んでいる。

地方創生テレワークの推進には 企業がメリットを感じる制度の創設を

内閣官房まち・ひと・しごと創生本

部は昨年12月、産業界や自治体などの有識者の参画を得て、「地方創生テレワーク推進に向けた検討会議」を立ち上げた。本会からは、地下誠二地方創生委員会委員長代理および岡野貞彦常務理事・事務局長が構成委員として参画するとともに、第3回検討会議では山下副代表幹事・地方創生委員会委員長が有識者の一人としてプレゼンを行った。

検討会議を通じて、本会からは、「地方創生テレワークの推進に向けては、企業がメリットを感じることができる制度が必要」と主張し、先進企業の表彰制度や自己宣言制度の創設を提案した。本会からの提案は、「地方創生テレワーク推進に向けた検討会議」提言（2021年4月8日公表）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（21年6月18日閣議決定）などの政策に反映された。

経営者が地方創生テレワークに 率先垂範して取り組み、国民的な運動に

このたび、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と本会は「地方創生テレワーク推進に関する包括連携協定」を締結し、次に掲げる事項について、企業や社員のそれぞれの状況に応じた地方創生テレワークの取り組みの推進を図ることに合意した。

(1) 取り組む企業を「見える化」する自己宣言制度及び優れた事例の横展開を促進する表彰制度等による、都市部の企業等における地方創生

テレワーク関連の取組の促進

- (2) 地方自治体と企業による連携事業の実施等、地方創生テレワーク推進のための協働の促進
- (3) 地方創生テレワークによる移住者の兼業・副業等、地域企業との連携・交流促進による地域の活性化に向けた取組の促進
- (4) 保有施設のサテライトオフィスとしての有効活用やIT技術の活用支援等、各企業の強みや特色をいかした地方創生テレワーク関連の取組の促進
- (5) 採用サイト及び就職説明会での紹介等、地方創生テレワークに取り組む企業に対する、人材確保面での各種支援
- (6) その他地方創生テレワークの推進に資する取組の促進や環境の整備

締結式で山下副代表幹事は、自らのワーケーション体験談を踏まえ、「地方創生テレワークの推進に向けては、経営者の率先垂範が重要であり、経営者が個人として参加する経済同友会が果たせる役割は大きい」と述べた。今後、本会では地方創生委員会を中心として、ワーケーション実証実験や関連セミナーなどを通じて地方創生テレワークを積極的に推進する。



発言する山下副代表幹事（手前）